

災害時における消防用水等の搬送協力に関する協定書

「浦安市」（以下「甲」という。）と「株式会社内山アドバンス浦安工場」（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に必要な用水の搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において災害が発生し、（以下「災害時」という。）甲が乙に行う飲料水を除く生活用水、ごみ焼却施設用水及び消防用水（以下「用水」という。）の搬送の協力要請について、適切かつ円滑な運用を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の搬送を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の搬送要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定した場所に出動し、甲の指示する用水の搬送を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲が要請した業務（以下「要請業務」という。）を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（危険回避）

第4条 乙は、指定された場所への搬送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（費用負担）

第5条 要請業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議の上、その処理解決に当たるものとする。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保を円滑に実施するため、甲と乙が協議の上訓練を実施するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第10条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月31日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 浦安市北栄四丁目10番16号
株式会社 内山アドバンス
浦安工場
取締役工場長 梅谷純生